

大空町農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 5 月 26 日制定

令和 8 年 6 月 19 日改正

大空町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、遊休農地の発生防止や解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の推進など農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。

大空町は、北海道北東部に位置し、南に自然豊かな藻琴山（標高 1,000m）がそびえ、北には水産資源に恵まれた網走湖（標高 0m）に面した、景観の美しい町である。

肥沃な田園丘陵地帯が広がる中央部は畑作地帯、西部の網走川沿岸の平地には稲作地帯、南部の藻琴山山麓には酪農地帯が広がっており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められています。

以上の観点から、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地利用の最適化が一体的に進んでいくよう、当農業委員会の指針として、具体的な取組を下記のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法第 5 条第 1 項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び同法第 6 条第 1 項に規定する大空町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す状況等を示すものであり、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年6月)	13,636ha	0ha	0.0%
3年後の目標 (令和11年6月)	13,636ha	0ha	0.0%
目 標 (令和18年6月)	13,636ha	0ha	0.0%

【目標設定の考え方】

現在、遊休農地が発生していないため、今後も継続し遊休農地が発生しないことを目標とします。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止と早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施します。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行います。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行います。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（荒廃農地調査で再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

目標と実績	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年6月)	13,636ha	13,340ha	97.8%
3年後の目標 (令和11年6月)	13,636ha	13,340ha	97.8%
目 標 (令和18年6月)	13,636ha	13,340ha	97.8%

【目標設定の考え方】

現在、概ね農地が担い手へ集積されていることから、現状を維持し、さらなる集積を目指します。

参考 担い手の育成・確保

目標と実績	総農家数	担い手			
		認定 農業者 等	認定 新規 就農者	基準構 想水準 到達者	特定農業 団体その 他集落の 営農組織
現 状 (令和 8 年 6 月)	413 戸	373 経営体	0 経営体	0 経営体	0 経営体
3 年後の目標 (令和 11 年 6 月)	413 戸	373 経営体	0 経営体	0 経営体	0 経営体
目 標 (令和 18 年 6 月)	413 戸	373 経営体	0 経営体	0 経営体	0 経営体

注 1：担い手の育成・確保の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

【目標設定の考え方】

現在、概ね農地が担い手へ集積されていることから、現状を維持することを目指します。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組めます。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等のリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③農地の利用調整と利用権設定等について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

今後、農地の所有者等を確知することができない農地が発生した場合には、公示手続きを経て北海道知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価します。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

目標と実績	新規参入経営体数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和8年6月)	0 経営体 (0ha)
目 標 (令和18年6月)	1 経営体 (2ha)

注：新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦が揃って就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

【目標設定の考え方】

現在、概ね農地が担い手へ集積されており、経営規模を拡大したい農家が非常に多い。一方で、後継者のいない農家もあり、農業の担い手が減少していくことが予想されるため、新規参集経営体の確保を目指す。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

町、農協、北海道農業担い手育成センターと連携して、新規就農者へのサポート体制を構築してきます。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担います。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価します。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとします。

４．「地域計画」の目標を達成するための役割

大空町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大空町農業委員会は次の役割を担っていきます。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力